

バーゼル・ラント準州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置について

【ポイント】

● 10月23日、バーゼル・ラント準州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置を実施すると発表

【本文】

10月23日、バーゼル・ラント準州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自措置を実施すると発表しました。

1 飲食店（レストラン、バー、クラブ、ディスコ等）は、午後11時から午前5時までの営業が禁止されます。

2 適用日

2020年10月24日（土）以降

○バーゼル・ラント準州発表（ドイツ語のみ）

<https://www.baselland.ch/politik-und-behorden/direktionen/volkswirtschafts-und-gesundheitsdirektion/medienmitteilungen/ab-23-uhr-sperrstunde-fuer-gastwirtschaftsbetriebe-ab-samstag-24-oktober>

○10月21日：バーゼル・ラント準州独自措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100105979.pdf>

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

（メール配信停止手続き）

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>